

2009年8月31日
一般社団法人 インターネットユーザー協会

著作権法における権利制限の一般制限規定の新設に関する意見

1. 「権利制限の一般規定」の導入について

デジタル化・ネットワーク化に伴う著作権法を取り巻く環境の激変に柔軟かつ迅速に対応し、ユーザーや、ユーザーに情報を利活用させるためのインフラを構築する事業者（機器メーカー、通信業者、ネットサービス業者など）が権利者への悪影響が少ないと思われる著作物利用を行う場合に、利用の停滞や萎縮を起させないため、著作権法に速やかに一般的・包括的な権利制限規定を設けるべきである。

2. 意見の理由について

これまで、政策現場における著作権制度や、コンテンツビジネスをめぐる議論は、クリエイターとクリエイターの代弁者たる権利者が議論を先導し、著作権の拡大・強化を行ってきた。

しかし、現在は急速なデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、従来の著作権法の枠組みでは捉えきれない新しい著作物の利用態様が日に日に登場している。従来の著作権法の個別制限規定では、そうした新しい利用態様に対応できるまで数年の月日を要する。検索エンジンが長年違法な状態に置かれていたことが象徴的な話である。

ユーザーは、技術の発達によって可能となった多様な作品の流通方法や楽しみ方が著作権によって必要以上に妨げられているという不満を根強く持っている。「タイムシフト」「プレイスシフト」のように、ユーザーが購入したコンテンツを個人的に楽しむ目的でしか利用できないサービス（著作権法 30 条で認められた私的複製に“準じる”ようなサービス）が、権利者から提訴され、場合によってはサービス停止に追い込まれる事例も後を絶たない（例：MYUTA 事件、まねき TV 事件、ロクラク事件、録画ネット事件など）。現状は、そうした著作権法的に境界線上に位置するサービスに対する司法判断が（ユーザーからの見え方が同じサービス・機器であっても）事案ごとに揺れている。

現在法制小委員会で行われている権利制限の一般制限規定の議論において、反対の立場から「ビジネスや流通のことに寄りすぎて考えているが、コンテンツ制作というのは文化的なものであり、ビジネスや流通を優先させるのはいかがなものか」といった趣旨の意見が散見される。しかし、文化審議会に委員として呼ばれる権利者団体は、ほとんどが「文化産業」と呼ばれるレベルまで成長した業種の団体である。現状は創作行為自身がビジネスと不可分になっており、それを受容し、「文化」として支えるシステムもビジネス抜きには語れない。もはや「文化」と「産業（ビジネス）」は一体化している。かように、創作とビジネスは不可分である。産業的な側面から権利制限の一般制限規定が議論されるこ

とには何もおかしな点はなく、むしろコンテンツビジネスの産業的側面を前提としてこの議論を進めるべきであろう。

そして、高度に産業化したコンテンツ業界を、産業として下から支えているのは、まぎれもなくコンテンツを享受する一般ユーザーである。権利制限の一般制限規定が日本の著作権法に導入されることで、権利者の利益を不当に害さない公正な利用について認められる範囲が拡大すれば、消費増大効果が見込めるうえ、著作物の利用に対して「ここまでは自由に使っているが、ここからは金銭を支払う必要がある」というネット時代になってあいまいになってしまった利用態様の線引きができる可能性もある。その“線引き”がある程度明確化してくることで、ユーザーに対して一定のモラルやガイドラインをもたらすことも期待できる。

3. ネットユーザーの立場から想定される「権利制限の一般規定」に含まれる具体例

(1) タイムシフト・プレイシフト

- ・ロクラク、MYUTA、まねきTV、録画ネット
- ・不特定多数公開を前提としない録画代行サービス
- ・リップングなどのデータ形式変換サービス
- ・Simplify MediaのようなiPhoneアプリ

(2) 検索エンジン以外のネットサービス

- ・RSSリーダー
- ・ソーシャルブックマーク
- ・Internet Archive 日本版
- ・ニュースや日記、ブログなどの表示形式変更・要約
- ・クラウド的サービス

例：ネットワークサーバー上へのバックアップ

サーバーを介した不特定多数を対象としないファイル共有サービス

個人向けストリーミングサービス

バーチャルオフィス

(3) 個人の情報発信

- ・ブログで書籍やCD、DVDを紹介する際に書影やジャケットを掲載
- ・音楽を紹介する目的で30秒の試聴用音楽ファイルを置く
- ・テレビ番組の批評や感想のため、動画の一場面を静止画化した画像を掲載
- ・TwitterのReTweet
- ・個人によるネットサービスを通じた報道行為
- ・パロディ
- ・個人が調査・研究目的で行う複製

※これについては英国のフェア・ディーリング規定のような対処方法もある

- ・(MAD / マッシュアップ)

4. 権利制限の一般規定を導入する際に留意する事項

権利制限の一般制限規定については、影響範囲が大きいこともあり、導入の方法については日本の法制度に照らし合わせて慎重に検討する必要がある。しかし、同時に今後新たなコンテンツビジネスの健全な発展を促す意味で、来年度の国会提出も視野に入れ、導入を前提とした迅速な議論を希望する。また、一般規定の導入だけでなく、新たな技術やビジネスの発展によって生まれた著作物の利用形態を法律的に明確化するため、個別規定の整備も継続的に行っていくべきであると考えます。

ネットベンチャーや機器メーカー、ユーザーの利便性を確保するという意味において、権利制限の一般制限規定が入ることは「場・機器を提供した側も著作権侵害の主体になり得る」という「カラオケ法理」が無制限に拡張されることを防ぐ効果も期待できる。前項「ネットユーザーの立場から想定される「権利制限の一般規定」に含まれる具体例」で述べたような事例の中には「カラオケ法理」を適用することが好ましくないものも多い。あくまでデジタル・ネット時代においては「カラオケ法理」は限定的なものとしか使用せず、事案ごとに権利制限の一般制限規定で考慮していくことが重要である。